

公益財団法人大船渡市育英奨学会貸与規程

公益財団法人大船渡市育英奨学会定款第 45 条の規定に基づき、この規程を定める。

第 1 章 総 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の学資の貸与を受けることができる者は、大船渡市に住所を有する者の子女であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、大学（通信教育を除く。）、高等専門学校、大学院及び専修学校（以下「学校」という。）に在学し、健康で、学業及び人物が優れ、かつ、学資の支弁が困難であると認められる者でなければならない。

(奨学金の貸与額)

第 2 条 貸与する学資（以下「奨学金」という。）の貸与額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校及び高等専門学校(3 年生まで)に在学する者 月額 10,000 円
- (2) 前号以外の学校及び高等専門学校(4,5 年生)に在学する者 月額 30,000 円

(奨学金の貸与期間)

第 3 条 奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）が在学している学校の修業年限とする。

第 2 章 奨学生の決定と奨学金の貸与

(申請手続)

第 4 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出し、かつ、保証人及び連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第 1 号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第 2 号）
- (3) 成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 住民票の写し
- (6) 源泉徴収票、確定申告書又は市町村民税・道府県民税申告書の写し
- (7) 納税証明書

2 前項の保証人及び連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- (1) 保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者の保護者（親権を行なう者又は後见人

をいう。)とする。

(2) 連帯保証人は、前号の保護者及び同居の親族以外で市内に住所を有する者とする。

(選考委員会)

第5条 前条の規定により提出された書類を審査し、奨学生を決定するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会)

2 選考委員会は、委員10名以内をもって組織し、理事及び評議員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の委員長)

第6条 選考委員会に委員の互選により、委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第7条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学生の決定)

第8条 理事長は、選考委員会の結果に基づき、奨学生を決定するものとする。

2 理事長は、奨学生を決定したときは、奨学生台帳（様式第3号）に登載し、奨学生決定通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

(奨学金の貸与)

第9条 奨学金は、毎月1月分ずつ貸与する。ただし、特別の事情があると認めるときは、2月分以上併せて貸与することができる。

(学業成績証明書の提出)

第10条 奨学生は、その在学する学校の各学年の課程を修了したときは、その都度、速やかに、学業成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、理事長に届け出な

なければならない。ただし、当該奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、保証人が届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転校若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

(奨学金の貸与の停止又は廃止)

第12条 理事長は、奨学生から奨学金の辞退の申出があった場合又は奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の貸与を停止又は廃止することができる。

- (1) 負傷、疾病等のため卒業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は転学が適当でないとき。
- (5) その他奨学金の貸与が適当でない認められるとき。

(奨学金の復活)

第13条 理事長は、前条の規定により、奨学金の貸与を停止された者について、その事由が消滅したと認められるときは、奨学金の貸与を復活することができる。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、理事長に奨学金の辞退をいつでも書面をもって申し出ることができる。

(借用証書等)

第15条 奨学生は、奨学金の貸与期間が終了したとき又は第12条の規定により奨学金の貸与を廃止されたときは、奨学金借用証書(様式第5号)及び奨学金返還明細書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の利息)

第16条 奨学金の貸与は、無利息とする。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学金の返還の期限は、奨学金の貸与期間が終了した日又は第12条の規定により奨学金の貸与を廃止された日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後10年以内とし、その返還は、年賦、半年賦又は月賦の方法によるものとする。ただし、月賦は、旧三陸町奨学金貸与条例により、月賦による返還をしている者に限る。

2 返還の時期は、年賦は、6月又は12月、半年賦は、6月及び12月とし、納期は、年賦、半年賦、月賦とも各月の末日とする。ただし、いつでも繰上返還をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、特別な理由により、所定の期限までに返還ができない場合は、そのつど協議し、返還方法を定めるものとする。

(返還の猶予)

第18条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請により奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 更に上級の学校に在学するとき。

(2) 災害、疾病等により奨学金の返還が著しく困難となったとき。

(3) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期限は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に該当するときは、その事由の継続期間とする。

(2) 前項第2号又は第3号に該当するときは、1年以内とし、更に事由が継続するときは、申請により重ねて1年ずつ延長することができる。

(返還猶予の申請)

第19条 前条の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第7号)及び在学証明書又は民生委員の意見書その他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 奨学生から奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、理事長が決定し、その結果を奨学生に通知するものとする。

(奨学生であった者の届出)

第21条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、速やかに、理事長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第22条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、保証人が死亡診断書を添えて、速やかに、理事長に届け出なければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(返還の免除)

第23条 理事長は、奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害

により労働能力を喪失し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなった場合は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の申請)

第 24 条 前条の規定により、奨学金の返還の免除を受けようとするときは、奨学生又は保証人が奨学金返還免除申請書（様式第 8 号）及び医師の診断書その他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第 25 条 奨学生又は保証人から奨学金返還免除申請書の提出があったときは、理事長が決定し、その結果を奨学生又は保証人に通知するものとする。

第 5 章 補 則

第 26 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人に移行した日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。